



八女市農業者物価高騰 対策支援事業補助金

燃油価格高騰に備え、施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業の発動に伴い負担した積立金の**一部を補助**します

対象者

令和5事業年度における施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業の支援対象者。（原則として、農業協同組合等）

補助対象経費及び補助額

令和5年度における施設園芸セーフティネット構築事業^(※1)及び茶セーフティネット構築事業^(※2)の発動に伴い事業参加者^(※3)が負担した積立金の2分の1の額。ただし、10万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨て。

- ※1 対象期間はR5.7～R6.3
- ※2 対象期間はR5.4～R5.12
- ※3 市内に住所を有する者に限る。

申請について

市への申請については、支援対象者（農業協同組合等）が行うため、事業参加者による特段の事務手続きはありません。事業参加者には支援対象者からそれぞれの補助額についての配当があります。配当時期や方法については支援対象者にお尋ねください。



お問合せ先

八女市役所

本庁建設経済部農業振興課	Tel 23-1118	黒木支所建設産業係	Tel 42-1117
立花支所建設産業係	Tel 23-4940	上陽支所建設産業係	Tel 54-2219
矢部支所建設産業係	Tel 24-9143	星野支所建設産業係	Tel 52-3114